

# がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金 募集要領

令和3年11月15日

がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金事務局

◎ この事業は、兵庫県から補助を受けて、(公財)ひょうご産業活性化センターが実施しています。

## ■事業の概要

### ○趣 旨

兵庫県新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付を受けた飲食店等が行う、新型コロナ感染防止対策を踏まえた安全安心PR等による事業継続の取組を支援します。

### ○要 件

兵庫県新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付済み店舗であり、兵庫県マスク着用徹底のための啓発資材（ポスター、ポップ）を掲示していること。

※認証申請中（交付見込み）の場合も補助申請を受け付けますが、補助金の支払いはステッカー交付後とします。

※マスク着用啓発資材は、兵庫県ホームページからダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/maskpr.html>

### \*新型コロナ対策適正店認証制度(概要)

1 認証対象	県内の飲食店及び喫茶店 (テイクアウト・宅配のみの営業形態の店舗は対象外)
2 認証基準	以下の10の基準を満たしていること ①アクリル板等の設置(又は、座席間隔の確保)、②手指消毒の徹底、 ③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底、⑤入店制限、 ⑥時短要請遵守、⑦カラオケ設備の提供自粛、⑧長時間飲食にならないよう呼びかけ、⑨体調がすぐれない人への対応、⑩感染防止対策宣言ポスター掲示

兵庫県新型コロナ対策適正店認証コールセンター

078-272-6511（平日9:00～17:00）

※がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金のコールセンターはP8に記載しています。  
お掛け間違いのないようにお願いします。

### ○対 象

県内に事業所を置く飲食業を営む中小法人及び個人事業主(中小企業基本法に定める中小企業)で、兵庫県新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付を受けた者  
但し、テイクアウト・デリバリーのみを行う専門店や移動販売は除きます。

- (1) 主たる事務所が県外にあっても、県内に要件に該当する店舗があるときは対象となります。
- (2) 要件に該当する店舗を複数運営している場合、全ての店舗が対象となります。
- (3) 対象とする店舗は、食品衛生法に基づく飲食店営業または喫茶店営業のいずれかの許可を取得していることが必要です。
- (4) 国や地方自治体が発行する同種の事業で、同一経費（同一の領収書等）を用い

た重複申請はできません。

(5) 同じ事業者が2回以上申請することはできません。

(6) 政治団体、宗教上の組織・団体は対象外です。

#### 【中小法人、個人事業主の範囲】

資本金または従業員数が下表のいずれかに該当することが必要です。(中小企業基本法に定める中小企業者)

業種	資本金の額	常時使用する従業員数
飲食業	5,000万円以下	50人以下

※会社以外の法人(中小企業組合等、NPO法人など)も同様とします。

※みなし大企業は本補助金の対象外となります

(みなし大企業の定義)

- ・発行済株式の総数または出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数または出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
- ・大企業(外国法人含む)の役員または職員を兼ねている者が役員総数2分の1以上を占めている法人

#### ○補助対象経費

- ・本事業の対象となる中小法人や個人事業主が、事業継続のために実施する新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた安全安心PR等に要する経費で、以下に掲げるもののうち事務局が必要と認めるものとします。
- ・令和3年7月1日から **11月30日**までに支払った経費が対象となります。

補助対象となる経費
①安全安心をPRする販売促進費 広告宣伝費、印刷費、委託費・外注費、リース料 等
②感染防止対策設備・備品導入費 店舗改装・工事費、システム導入費、設備・備品導入費、消耗品費 等

内容	補助対象経費の例
広告宣伝費 印刷費	○店内で実施している感染防止対策および来店客への注意喚起のためのPRチラシ・ポスター・のぼり等の作成、印刷経費 ○コミュニティー誌への広告掲載費 等
委託費・外注費	○店内で実施している感染防止対策および来店客への注意喚起のためのPRチラシ等のデザイン・企画費 等
リース料 (7/1~11/30までの分)	○店内で実施している感染防止対策および来店客への注意喚起のためのデジタルサイネージ(電子看板)のリース料 ○空気清浄機、換気設備等のリース料 等

店舗改装・工事費	○感染拡大防止のために行なう店舗内の間仕切り工事 ○換気扇の導入・更新工事 ○空気清浄機付きエアコンや換気ダクト等の清掃や除菌加工 ○トイレの抗菌または非接触型への改修工事 ○壁・エアコン等の抗菌加工コーティング 等
システム導入費	○非接触決済システム・注文システムの導入費 等
設備・備品購入費	○サーモグラフィー ○CO2センサー ○空気清浄機 ○飛沫感染防止アクリルパネル ○パーテーション ○非接触型体温計 ○透明ビニールシート ○エアコン（換気や空気清浄機能、除菌機能付） ○キャッシュレス決済機 ○足踏み式消毒液スタンド 等
消耗品費	○アルコール消毒液 ○従業員用マスク ○消毒液用スプレーボトル ○除菌ウェットティッシュ ○衛生手袋 ○空気清浄機のフィルター ○来店客用マスク、マスクケース 等

#### ※補助金の交付対象となる経費全般にわたる留意事項

以下の経費は、補助金の交付対象になりません。

- 1) 6月30日以前または12月1日以降に支払を実施したもの
- 2) 消費税及び地方消費税
- 3) 酒類（アルコール飲料）の購入費（消毒用アルコール液は対象となります）
- 4) 事務所等にかかる家賃、駐車場代、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 5) 商品券・プリペイドカード等の金券及び小切手・手形・仮想通貨・電子マネー（PayPay, nanaco など）・クーポン・ポイント等での支払い
- 6) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 7) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 8) 収入印紙、切手、葉書、レターパック等換金性があるもの
- 9) 振込等手数料（代引手数料を含む）
- 10) 各種保険料・車検料
- 11) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 12) 中古品の購入費
- 13) 従業員の給与、役員報酬等
- 14) 公租公課
- 15) 補助金交付申請書類作成・送付に係る費用
- 16) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## ○補助事業に係る経費の支払いについて

- ・支払方法は、現金、振込み、振替え（引き落とし）、クレジットによる支払いとします。商品券・プリペイドカード等の金券及び小切手・手形・仮想通貨・電子マネー（PayPay, nanaco など）・クーポン・ポイント・税引後の値引き分による支払いは補助金の対象外とします。

(1) 支払いの事実が確認できる証拠書類として領収書（レシート可）が必要です。レシート、領収書で内容、金額、支払日が確認できない場合は、請求書や納品書等内容が確認できるものを併せて添付してください。（内容が確認できないものは補助対象外となります）

(2) クレジットカードの支払いについては、

- ・領収証（法人の場合は宛名が法人名のもの、個人事業者の場合は個人名義のクレジット払いであること、及び金額の内訳が明記されているもの。）が必要です。領収書がない場合は、カード会社発行の「カードご利用代金明細書」やインターネットによる明細を印刷したものでも構いません。
- ・クレジットカード決済口座からの引き落としが補助事業期間内に完了している必要があります、通帳の該当部分の写しが必要です（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象経費となりませんので、ご注意ください。）

なお、リボ払い・分割払い等で所有権が補助事業期間中に移転しないものは補助対象となりません。

(3) 振込による支払いの場合は、振込票(控)のほか、請求書や納品書等内容が確認できるものを併せて添付してください。（内容が確認できないものは補助対象外となります）

(4) 領収書の宛名は補助金を交付申請する事業者名・屋号で統一してください。  
(複数店舗で申請する場合も同じ)

## ○補助金額

- ・補助金の額は、補助金の交付対象となる経費で事務局が必要と認めるものとし  
ます。
- ・補助金の額は、補助金交付申請書の「(別紙2) 領収書内容一覧表」の補助対象  
経費の合計額で消費税および地方消費税を除くものとなります。ただし、**1店  
舗あたり下限5万円、上限10万円**です。
- ・対象要件に該当する店舗を複数運営されている場合、1店舗あたりの下限5万  
円および上限10万円に店舗数を乗じた金額が、申請できる補助金額の下限お  
よび上限となります。

- ・ただし、申請は店舗ごとではなく、中小法人または個人事業主ごとに行なってください。申請は1回のみです。

(申請の手続きについては、よくある質問も併せてご確認ください。)

例) 1人の個人事業主で3つの対象要件に該当する飲食店を運営

個人事業主：兵庫 太郎

運営する飲食店：〇〇食堂、△△食堂、□□食堂

⇒申請できる補助金の額：下限15万円～上限30万円

#### 補助金額に関する留意事項

※消費税および地方消費税は本補助金の対象外となります。

※補助金の申し込みにあたっては、補助金額以上の事業実施が必要になります。

レシート、領収書の合計金額〔税抜き〕が補助金額以上の金額になっているかお確かめください。

※補助金申請額の算出にあたり 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とします。

※様式第1「がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金」交付申請書

「(別紙2)領収書内容一覧表」の補助対象経費の合計額が、下限の金額未満の場合、補助金は支給できません。

### ■申請手続き

#### ○申請の受付期間

令和3年8月30日(月)～令和3年12月15日(水) 消印有効

#### ○申請方法

- ・提出にあたっては、申請書と添付書類を、次頁の送付先に郵送してください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による提出のみとし、持参による提出は受け付けませんのでご注意ください。

#### ○申請時の注意点

- ・郵送は必ず「レターパックライト」でお願いします。(郵送する前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください)
- ※申請書類の配達状況についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

(送付先)

〒654-8520 (※)

がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金事務局 あて

神戸市須磨区行平町3-1-12 研究本館3階

※ この郵便番号は個別番号ですので、住所の記載は省略できます。

## ○申請書類の入手方法

- ・(公財)ひょうご産業活性化センターのホームページからダウンロードできます。  
【URL】 <https://web.hyogo-iic.ne.jp/guide/joseikin>
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請書類の配布は原則行ないませんが、ホームページからのダウンロードが困難な方は、兵庫県内の商工会・商工会議所、県民局・県民センター商工労政担当課でも配布していますので、ご利用ください。

※申請にあたっては、“よくある質問”も参照してください。

## ○申請書類と添付書類

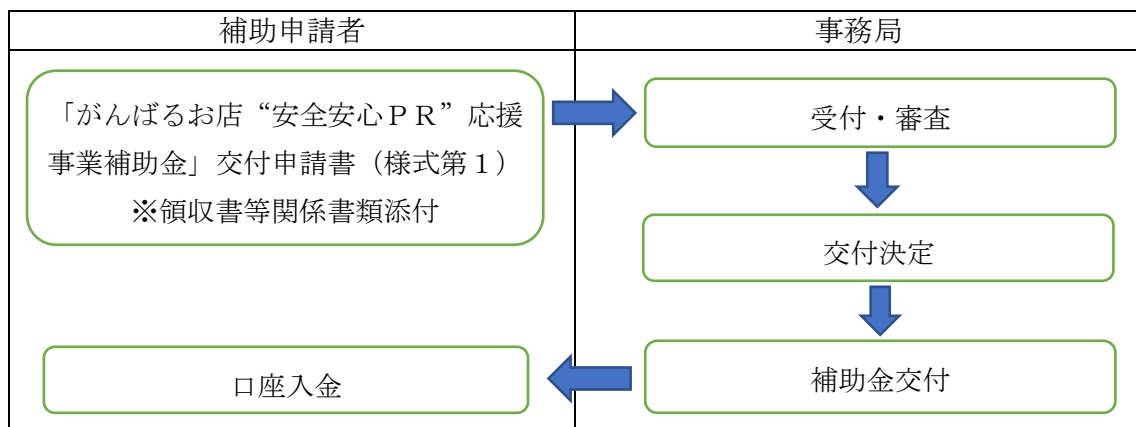
申請に必要な書類	説明・具体例等
①チェックリスト	○様式最終ページ 【提出書類】チェックリスト すべての申請者チェック欄の□に☑していること
②「がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金」交付申請書	○(公財)ひょうご産業活性化センターのホームページよりダウンロードまたは各商工会・商工会議所、県民局等での配布により入手してください。
③申請する店舗分の営業許可証の写し	○以下のいずれかの書類 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証の写し ※必ず有効期限内の営業許可証の写しを添付してください。 ※2店舗以上ある場合は、すべての店舗分が必要です。 (※提出する営業許可証と併せて「(別紙1)店舗一覧表」を付けてご提出して下さい) ※許可を受けた者と申請者は、原則、同一であることが必要です。異なる場合は、「申出書(様式第2)」を提出してください。
④申請する店舗に掲示している新型コロナ対策適正店認証ステッカーの掲示写真	(1) 既に交付済みの場合 申請する店舗に掲示している新型コロナ対策適正店認証ステッカーの掲示写真 複数店舗の申請を行う場合は、すべての店舗分の提出が必要です。 (2) 認証申請中の場合 ア) 電子申請の場合：申請時に交付される到達番号(数字13桁)を補助金交付申請書(様式第1)へ記載して下さい。 イ) 紙申請の場合：申請書の写しを提出して下さい。

<p>⑤事業にかかる補助対象経費のレシートまたは領収書の写し</p> <p><u>(添付する領収書等をA4の用紙に貼付し、一番上に「(別紙2)領収書内容一覧表」を付けて提出して下さい)</u></p>	<p>○補助対象経費を支払ったことを証するレシートまたは領収書の写しを添付してください。</p> <p>○レシートまたは領収書には必ず内容、金額、支払日が確認できるもの(請求書、納品書等)を添付してください。<u>品名の記載がないなど、内容が確認できないものは補助対象外となります。</u></p> <p>○クレジットカードによる支払いの場合は、<u>カード決済口座の通帳の引落し部分の写しを併せて添付してください。</u></p> <p>※補助対象となるレシートおよび領収書が複数枚ある場合、金額の大きなものから添付していただき、補助対象経費の合計(税抜き)が申請する補助金額以上となるようにしてください。</p> <p>※添付するレシートおよび領収書は1店舗あたり<u>10枚以内</u>となるようにしてください。</p>
<p>⑥補助金振込先口座の通帳の表紙見開きページの写し</p>	<p>○振込先口座の通帳の表紙見開きページのコピーを提出してください。(口座名義人、金融機関名、支店名、口座番号が確認できるもの)</p> <p>※ネット銀行等で通帳がない場合は、キャッシュカード表面のコピーなど、口座番号や口座名義人が分かる書類を添付してください。</p> <p>※振込口座の名義は、申請者と同じ名義に限ります。(法人で申請される場合は、法人名義の口座であることが必要です。法人代表者個人名義の口座は受付できません。)</p>

※申請書類と添付書類の送付にあたっての留意事項

- ・ ご提出いただいた申請書類と添付書類は、返却致しません。  
必ず写しを添付してください。

### ○フローチャート



### ○申請書の審査

- ・申請書の内容について、がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金事務局から問い合わせをさせていただく場合があります。
- ・申請内容によっては、審査の結果、補助金不支給となる場合もあります。

### ○補助金の交付

- ・補助金交付決定通知書は発行しません。指定口座への入金をもって、決定通知とします。

### ○個人情報・法人情報の利用

- ・(公財)ひょうご産業活性化センターが、補助金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報を利用することをご了承ください（本業務以外の目的では利用いたしません）。

### ○補助金の返還

- ・補助金支給後に対象要件に該当しないことが判明した場合、この要領や他の法令等に違反する場合、偽りその他不正の手段により補助金を受領した場合は、全額返還していただきます。

### ○予算について

- ・本事業の受付は、申請額が予算枠の上限に達し次第終了します。

### ■お問い合わせ先

がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金 コールセンター

電話：078-739-1761（土日祝を除く、平日午前9時から午後5時まで）